

## 阿波おどり未来へつなぐ実行委員会会則の改正について

実行委員会委員の任期満了後、新たな年度において実行委員会を開催し、実行委員長が選出されるまでの間、実行委員長及び副実行委員長が不在となる場合があることから、その間の実行委員長の事務取扱者として事務局長を充てるよう実行委員会会則の一部について所要の改正を行う。

この改正は、令和6年3月25日から施行する。

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p><b>附 則</b></p> <p>1 この会則は、令和4年4月8日から施行する。</p> <p>2 実行委員会の設立当初の任期は、第8条の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から令和6年3月31日までとする。</p> <p>3 実行委員会の設立当初の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から令和5年3月31日までとする。</p> <p><u>4 実行委員長、副実行委員長ともに欠ける期間が生じた場合の実行委員長事務取扱者は事務局長をもって充てる。</u></p> | <p><b>附 則</b></p> <p>1 この会則は、令和4年4月8日から施行する。</p> <p>2 実行委員会の設立当初の任期は、第8条の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から令和6年3月31日までとする。</p> <p>3 実行委員会の設立当初の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から令和5年3月31日までとする。</p> <p>(新設)</p> |

以 上